

概算見積書（料金参考資料） 太田市新田文化会館

この書類は概算見積額を算出するものです。当日の付属設備や施設の利用状況により多少実際の利用料が変動する場合があります。詳細は会館へお問い合わせください。

(単位：円)

2023.09

場所	曜日	入場料	午前 (9-12)	午後 (13-17)	夜間 (18-22)	全日 (9-22)	
施設 使用 料	ホール	平日	徴収しない	¥15,100	¥22,200	¥29,100	¥66,400
			2,000円以下	¥24,600	¥36,300	¥47,700	¥108,600
			2,001円以上	¥32,800	¥48,400	¥63,600	¥144,800
	ホール	土日祝	徴収しない	¥18,600	¥27,600	¥36,200	¥82,400
			2,000円以下	¥32,200	¥47,600	¥62,700	¥142,500
			2,001円以上	¥43,000	¥63,500	¥83,600	¥190,100
	ステージ	平日	徴収しない	¥4,700	¥8,000	¥10,300	¥23,000
			2,000円以下	¥8,400	¥13,900	¥17,800	¥40,100
			2,001円以上	¥11,200	¥18,500	¥23,700	¥53,400
	ステージ	土日祝	徴収しない	¥6,200	¥11,300	¥14,900	¥32,400
			2,000円以下	¥11,400	¥20,200	¥27,100	¥58,700
			2,001円以上	¥15,200	¥27,000	¥36,200	¥78,400
	会議室 1		----	¥1,100	¥1,300	¥1,300	¥3,700
	会議室 2		----	¥900	¥1,100	¥1,100	¥3,100
	会議室 3		----	¥900	¥1,100	¥1,100	¥3,100
	多目的室		----	¥4,200	¥4,900	¥4,900	¥14,000
	展示スペース		----	¥2,000	¥3,000	¥3,000	¥8,000
	延長・繰り上げ (15分～59分)		該当区分の30%				
楽屋単独のみ利用(楽屋1～4)		楽屋 (1・2) 1時間100円 楽屋 (3・4) 1時間200円					
アリーナ棟 ※選手控室 1		スポーツ行事以外 市民・両毛内：1時間400円/両毛外：1時間600円 ※アリーナ利用者が優先					
アリーナ棟 ※選手控室 2		スポーツ行事以外 市民・両毛内：1時間800円/両毛外：1時間1,200円 ※アリーナ利用者が優先					

※この表において祝日とは、国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を用いる。

No.	セット名	区別	使用料	セット内容
1	道具セット	小	¥1,000	演台、司会台、排毛氈、上敷、座布団、めくり
2		中	¥3,000	カスミ幕、金屏風
3		大	¥5,000	紗幕、松羽目、鳥屋囲い
4	反射板セット	小	¥3,000	反射板、指揮者演奏者譜面台（30台以下） バス・ピアノ椅子（各3個以下）
5		大	¥5,000	反射板、指揮者台演奏者譜面台（31台以上） バス・ピアノ椅子（各4個以上）
6	雜壇セット	小	¥3,000	平台15枚以下（箱馬、開き脚等の補助道具を含む）
7		大	¥6,000	平台16枚以上（箱馬、開き脚等の補助道具を含む）
8	所作台セット		¥20,000	伝統芸能、所作台一式
9	バレエマットセット		¥10,000	リリウム
10	ピアノ（スタンウェイ）	1台	¥5,000	ホール又は多目的室
11	ピアノ（YAMAHA）	1台	¥2,000	ホール又は多目的室
12	映写セット	小	¥3,000	映写スクリーン又は折り"ト"ライト幕を映写幕として使用した場合 16mm映写機又は"ライト"映写機の内、1台を使用した場合
13		大	¥5,000	映写機/"ライト"映写機を2台以上使用した場合
14	ビデオセット	小	¥1,000	テレビ・ビデオデッキ
15		大	¥2,000	移動用スクリーン、プロジェクター、ビデオデッキ
16	多目的室パネル	1枚	¥1,000	多目的室専用展示パネル（12枚まで）
17	穴あきパネル	1枚	¥100	180cm×120cm（125枚まで）
18	電気器具持込使用	1kw当たり	¥100	ステージ演出以外に使用した場合
19	照明セット	小	¥5,000	ピアノ発表会、中割講演会
20		中	¥15,000	全面講演会、オーケストラ
21		大	¥25,000	コンサート、演劇、ミュージカル
22	ピンスポット		¥5,000	1台あたり（計2台）
23	音響セット	小	¥1,500	カゲアナのみ
24		中	¥3,000	講演会、録音
25		大	¥5,000	芸能発表、コンサート、ミュージカル
26		*多目的室	¥1,000	多目的室用

*照明設備、音響設備の操作を専門技術者に委託する場合の経費は、利用者の負担とする

*ピアノを特別に調律する場合の経費は、利用者の負担とする

[illegible][illegible]

(A) + (B)	合計					
-----------	----	--	--	--	--	--

*付属設備使用料は1日単位 (仕込み・RH・本番に関わらず)

*付属設備使用料のセット内容に明記のない又は明確でない内容については各セット内容に順ずる料金を適用する

*楽屋1・2・3・4についてはホール又はステージの利用に付随する施設とする

*利用時間を延長し、又は繰り上げて利用する部分は15分以上59分までの時間とし、利用料の30%を徴収する

*[ステージ]申請の利用では、客席・ホワイエの使用はできません

●文化会館使用料の減免基準

1. 市、教育委員会等が主催又は共催で利用するとき →100%免除
2. 市内の保育園、幼稚園、小学校、中学校、高等学校又は特別支援学校の長が、児童又は生徒の保育活動又は教育活動に利用するとき →100%免除
3. 市内の大学の長が学生の教育活動に利用するとき →50%免除
4. 市内の社会教育関係団体又は文化協会及びその所属団体が社会教育活動、文化活動等に利用するとき →50%免除
5. 市内の社会福祉関係団体が社会福祉活動等に利用するとき →50%免除
6. その他教育委員会が適当と認めるとき →教育委員会が認める割合